

## 福井大学社会教育主事講習 よくある問合せ

よく寄せられる質問と答えをまとめております。

さらに解決しないことがあれば、講習事務局（福井大学総合教職開発本部）までお問合せください。

### 1. 受講申込手続きについて

問	「資格付与講習」と「委嘱講習」の違いは？
答	<p>・「資格付与講習」は、まだ「社会教育主事講習」、大学の「社会教育主事養成課程」を修了していない方が対象です。基本的には4科目受講となりますが、大学在学時に対象科目を修得している場合、3科目を限度に単位の修得認定（該当科目の受講免除）の申請が可能です。</p> <p>・「委嘱講習」（旧・一部指定科目講習）は、令和元年度以前に、「社会教育主事講習」を修了された方、大学の「社会教育主事養成課程」を修了された方が対象です。対象の方は、令和2年度に新設された「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の2科目を受講することになりますが、大学在学時に修得済みの科目がある場合は、1科目を限度に単位の修得認定（該当科目の受講免除）の申請が可能です。</p>
問	受講申請書類に「PCメールアドレス」があるが、携帯メールアドレスしか持っていない。
答	<p>記載いただくメールアドレスは、遠隔受講用アドレスの連絡や講義資料の送付のほか、報告書の受渡等に使用します。必ず、土日等を問わず常に確認ができる、PCメールアドレス（GmailやYahoo!メールなど）を記載してください。メールを取得していない方は、アカウント登録してメールアドレスを取得してください。</p> <p>◎メールアドレスの要件（募集要項に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日や休日を問わず、常時確認可能なメールアドレスであること</li> <li>・受信データサイズに制限がないこと</li> <li>・添付ファイルの開封・閲覧等が可能であること</li> <li>・キャリアメール（docomo、au、Softbank等の携帯メール）は不可</li> <li>・個人所有のメールアドレスであること。</li> </ul> <p>上記項目の全てを満たすアドレスである必要があります。</p> <p>また、メールアドレスは、「l（エル）」と「i（イチ）」、「o（オー）」と「0（ゼロ）」等、見間違いが起こりやすい文字は、読み方を記載する等区別するようお願いいたします。</p>

問	まだ「社会教育主事」の資格は取得できていないが、過去に受講した社会教育主事講習において、「生涯学習概論」、「社会教育演習」の2科目を修得している。この場合、「委嘱講習」を受講することになるのか。
答	「資格付与講習」を受講してください。なお、既に修得済みの「生涯学習概論」、「社会教育演習」については、所定の申請を行うことで受講が免除されます。

問	申込書はどこに提出したらよいか。
答	<p>受講申込期限までに、<b>在住・又は在勤地の県教育委員会に御提出</b>ください。</p> <p>富山県 富山県教育委員会生涯学習・文化財室青少年教育班 石川県 石川県教育委員会事務局生涯学習課社会教育・心の教育グループ 福井県 福井県教育庁生涯学習・文化財課 生涯学習・社会人権教育グループ</p> <p>なお、受講対象者は、北陸地区（富山県、石川県、福井県）に在住又は在勤の方に限定させていただきます。ご了承ください。</p> <p>※ただし、令和2～5年度に本学社会教育主事講習を受講された方（分割受講者）に限り、在住・在勤地にかかわらず受講申込可能です。</p>

問	受講会場は希望通りになるか。
答	令和6年度は福井会場（福井大学文京キャンパス）、石川会場（石川県庁他）を設置します。会場毎に定員を設定していますので、受講申込状況によっては、希望する会場で受講できない場合があります。ご了承ください。

問	受講定員を超えた場合、どうなるのか。
答	<p>受講定員を超えた場合には、募集要項に記載のとおり、以下の順で優先順位をつけさせていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①教育委員会事務局職員、公民館等職員</li> <li>②学校教員</li> <li>③首長部局職員</li> <li>④その他</li> </ol> <p>受講申込をいただいても受講がかなわないこともありますので、ご了承ください。</p>

### 2. 受講資格について

問	受講資格について教えてほしい
答	<p>受講資格は、以下のとおり社会教育主事講習等規程によって定められています。</p> <p>1号：大学に2年以上在学し、62単位以上修得した方…短大卒以上の方、及び大学3年生以上で、62単位以上修得済みの方が該当</p> <p>2号：教員免許を有する方</p> <p>3号：社会教育施設（公民館等）で2年以上勤務経験のある方</p> <p>4号：学校現場（小中高校、大学等）で4年以上の勤務経験のある方</p> <p>5号：このほか、文部科学大臣が前各号と同等以上の資格を有すると認められた方</p> <p>以上に該当している方は、講習受講申込いただけます。</p>

問	複数の受講資格に該当する場合、どれを「受講申込書」（様式1）に記載したらよいか。
答	該当していれば、どれでも構いませんが、 <b>いずれか一つを記載</b> してください。なお、記載いただいた受講資格に対応した証明書類の提出が必要です。

問	受講資格を証明する書類とは何ですか。
答	<p>受講申込書（様式1）に記載いただく「受講資格」に対応する証明書類の提出が必要です。</p> <p>■第1号：既に卒業している方…大学又は短大の「卒業証明書」、又は大学院の「修了証明書」（<b>証明書の写し及び卒業証書の写しは不可</b>）          大学3年次以上に在学中で、62単位を修得済みの方…「在学証明書」と「成績証明書」（<b>証明書の写し、及び成績通知表等の公印のないものは不可</b>。なお、「在学及び成績証明書」等、成績証明書に在学年次が併せて証明されている場合に限り、「在学証明書」は不要です。）</p> <p>■第2号：教員免許状の写し（<b>所属長による原本証明が必須</b>）          ※教員免許状を複数有している場合は、一つのみで構いません。（例えば、小一種、中一種（理科）を有している場合、いずれか一つで構いません。）</p> <p>■第3・4・5号：勤務証明書（様式2）</p> <p>受講申込書に記載した<b>受講資格に該当する書類のみご提出</b>ください。また、提出いただいた証明書類はお返しできません。</p>

### 3. 科目代替（受講免除）申請について

問	過去に受講した社会教育主事講習（福井大学以外）で、「生涯学習概論」、「社会教育演習」の2科目を修得している。今回講習ではどのように申し込めばよいか。
答	<p>「資格付与講習」に申し込んでください。受講申込書（様式1）の「受講希望科目」欄は、「生涯学習支援論」、「社会教育経営論」の2科目に○をつけ、「既修得単位認定希望科目」欄は、「生涯学習概論」、「社会教育演習」の2科目に○をつけてください（記載方法は「記入例」を参照）。</p> <p>このほか、社会教育主事講習単位修得認定申請書（様式4）と「社会教育主事講習単位修得証明書」（原本のみ・コピーは不可）の提出が必要です。</p>

問	令和2～5年度に福井大学社会教育主事講習で「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」を修得した。今回の講習で残り2科目を受講して修了を目指しているが、どのように申し込めばよいか。
答	<p>「資格付与講習」に申し込いただき、受講申込書（様式1）の「受講希望科目」欄の未修得2科目に○をつけ、「本学講習で修得済の科目」欄では、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」の2科目に○をつけてください。</p>

問	大学の社会教育主事養成課程で、「生涯学習概論1」（2単位）、「生涯学習支援論1」（2単位）を修得している。「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」の受講免除は可能か。
答	<p><b>社会教育主事養成課程</b>における修得すべき単位は、社会教育主事講習での単位数と異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習概論 4単位</li> <li>・生涯学習支援論 4単位</li> <li>・社会教育経営論 4単位</li> <li>・社会教育演習 3単位</li> </ul> <p>と規定されていますので、「生涯学習概論1」（2単位）のみの修得では、「生涯学習概論」を修得していると認められないため、本学講習において「生涯学習概論」の受講免除はできません。同様に、「生涯学習支援論」についても養成課程では4単位分の修得が必要であるため、本学講習での「生涯学習支援論」の受講免除はできません。</p>

問	大学において、文部科学省令で定める図書館に関する科目（図書館司書資格取得のための科目）を履修しており、そのうち「生涯学習概論」（2単位）を修得している。この「生涯学習概論」をもって、本講習の「生涯学習概論」は受講免除されるか。
答	<p>社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件（平成21年8月3日文部科学省告示第126号）において、図書館に関する科目の「生涯学習概論」に係る学修を、社会教育主事講習の「生涯学習概論」の履修とみなせることとなっています。従って、申請を行うことにより、「生涯学習概論」の受講が免除されます。免除を希望する場合は、申込時に「社会教育主事講習単位修得認定申請書」（様式4）と、大学が発行する「図書館に関する科目の単位取得証明書」を提出してください。</p> <p>※「社会教育主事講習単位修得認定申請書」の「申請事由及び適用条件」欄には「大学において図書館に関する科目を履修」と記載してください。</p> <p>※司書講習において修得した「生涯学習概論」（2単位）についても、上記同様に受講免除が可能です。</p>

問	大学において、文部科学省令で定める博物館に関する科目（学芸員資格取得のための科目）を履修しており、そのうち「生涯学習概論」（2単位）を修得している。この「生涯学習概論」をもって、本講習の「生涯学習概論」は受講免除されるか。
答	<p>社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件（平成21年8月3日文部科学省告示第126号）において、博物館に関する科目の「生涯学習概論」に係る学修を、社会教育主事講習の「生涯学習概論」の履修とみなせることとなっています。従って、申請を行うことにより、「生涯学習概論」の受講が免除されます。免除を希望する場合は、申込時に「社会教育主事講習単位修得認定申請書」（様式4）と、大学が発行する「博物館に関する科目の単位取得証明書」を提出してください。</p> <p>※「社会教育主事講習単位修得認定申請書」の「申請事由及び適用条件」欄には「大学において博物館に関する科目を履修」と記載してください。</p>

### 4. 単位認定・修得認定について

問	「修了証書」はいつごろもらえますか。
答	1月頃に開催する運営委員会において、単位認定、修了認定を行いますので、認定後1月下旬～2月上旬頃に修了証書を発送予定です。

問	「社会教育士」の証明書や認定書はもらえますか。
答	令和2年度以降の修了証書をもって、「社会教育士」の証明となりますので、修了証書以外に、「社会教育士」の証明書や認定書等は発行していません。また、資格付与講習、委嘱講習のいずれにおいても、講習を修了した方には同じ文面の修了証書が授与されます。

問	分割受講者には何が発行されますか。
答	<p>単位修得証明書を発行します。発行時期は、修了証書と同様、1月下旬～2月上旬を予定しています。次年度に本学社会教育主事講習（開催計画中）を受講される場合、単位修得証明書を提出いただくと、修得済み科目の履修が免除されます。</p> <p>なお、次年度の本学での講習開催はあくまで計画であり、変更することがあります。</p>